

令和6年1月30日

第1回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和6年1月30日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

2番	氏家 法雄	3番	大平 恭大
4番	藪内 真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊 美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

1番	藪 乃理子	10番	古川 幸義
----	-------	-----	-------

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願いします。礼。

お早うございます。着席下さい。

古川 幸義 議員並びに藪 乃理子 議員には、欠席届が出ております。

なお、尾崎 忠義 議員は、まだ到着しておりませんが、定刻どおり開会を致します。お早うございます。議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂き有難うございます。

ただ今より、令和6年第1回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

お早うございます。お見えになりましたね。

本日は令和6年第1回の多度津町議会臨時会に議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところとは思いますが、ご出席を頂きまして有難うございます。

また、皆様方には日頃から町民の幸せの向上を願って、議員活動にご精励頂いておりますこと、拝察を致しております。

今日の臨時会は、手数料条例の一部改正と、そして物価高騰対応におきます地方創生臨時交付金におきましての審議を頂く議会であります。

どうか皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、有意義な議会となりますことを願って冒頭のご挨拶とさせていただきます。

今日は、どうかよろしくお願い致します。

議長（小川 保）

町長、有難うございました。

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和6年第1回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第1回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番、氏家 法雄 君、8番、金井 浩三 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮りを致します。

第1回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定を致しました。

日程第 3. 議案第 1 号、多度津町手数料条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。住民環境課長、石井 君。

住民環境課長 (石井 克典)

お早うございます。

議案第 1 号、多度津町手数料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、令和元年 5 月 30 日に公布された戸籍法の一部を改正する法律により、本籍地以外の市区町村窓口で戸籍謄本や除籍謄本の交付が可能となり、他の行政機関への手続きの際に添付が必要であった戸籍謄本に代わる戸籍及び除籍の電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行が始まることとなります。

また、戸籍に係る届出等の書類をスキャンした画像情報の内容に係る証明書についても交付又は閲覧が可能となる法改正が行われ、令和 6 年 3 月 1 日の施行に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令」についても同日が施行日となることから、その発行等に係る手数料の額等を定めるため、本条例の一部改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページの新旧対照表をご覧ください。アンダーラインを引いた所が改正箇所でございます。別表 (第 2 条関係) のうち、手数料を徴収する事項の「3 戸籍に係るもの」の (1) の下から 6 行目、「同法第 120 条第 1 項」の後に「読点 第 120 条の 2 第 1 項」を加え、下から 2 行目の「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改めるものでございます。

2 ページをご覧ください。(3) は、新たな戸籍の電子証明書提供用識別符号発行に係る手数料として、「戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) 第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法 (総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)) により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理

組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)を加え、その手数料の金額として、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円」と定めるものでございます。

3ページをご覧ください。(4)は改正前の(3)を繰り下げ、中段の「同法第120条第1項」の後に「読点第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改めるものでございます。

また、改正前の(4)は(5)に繰り下げ、新たな除籍の電子証明書提供用識別符号発行に係る手数料として「(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)」を加え、その手数料の金額として「除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円」と定めるものでございます。

4ページ下段をご覧ください。(7)は改正前の(5)を繰り下げ、下から3行目の「又は同法」を「読点同法」に、5ページ上段をご覧ください。「市町村長」を「町長」に改め、上から4行目の「書類に記載した事項の証明書の交付」の後に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加えるものでございます。

また、改正前の(6)を(8)に繰り下げ、下から2行目の「市町村長」を「町長」に改め、「受理した書類を閲覧に供する事務」の後に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」及び、その手数料の金額の「書類」の後に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加えるものでございます。

なお、附則において施行日は、令和6年3月1日と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、多度津町手数料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第1号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 議員。

議員（尾崎 忠義）

済みません。1ページの戸籍証明書の発行は云々と。これについて1件につき400円。それから3ページの除籍証明書の発行、これは1件につき700円。そして5ページの証明書、届書等閲覧、その他は1件につき350円と理解してよろしいのでしょうか。

そして、従来からの価格に比較して、それぞれどの位の値上げになっているのかどうか。そしてまた、その値上げの理由についてお尋ねを致します。よろしくお願ひ致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にございました手数料の額については、尾崎議員が今述べられた額となります。ただ、この金額につきましては、新たに設けられた手数料ということで、値上げではございません。従来の紙媒体のものよりは、安くなってございます。ただ、この戸籍の手数料に関しましては、基本的に市区町村が設定するべきものではなく、先ほど提案説明でも述べさせていただきましたが、今回の法施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令、こちらに基づいて全国統一の金額となっております。以上、答弁とさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

戸籍証明書の発行、前は確か1件につき300円で、あと除籍証明書とかそういう発行は1件につき600円払ったような気がするんですけど、そういう意味で、

値上げになったというて、これ私の勘違いかどうか分からないんですけども、ちょっと上がったような気がするんですけどね。それで最後の5ページの証明書や他の分については350円は、ここには5ページには350円と記載しているから、これは値上げしてないというて理解しとったんですけど、そういう意味じゃないんですね。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

尾崎議員が今、申された金額ですけれども、もともと戸籍の証明書に関しては、1通750円でございます。失礼致しました。訂正させていただきます。戸籍に関しては1通450円でございます。除籍に関してが750円。という設定でございましたが、今回新たに設定されたものですね、先ほどもご説明させていただきましたが、これはまだ使用目的というのが、国の方から明確に示されてはおりませんが、この戸籍に関する今回の識別符号の発行、こちらが400円ということでご説明させていただきましたんですけども、こちらにつきましては、現在、パスポートをマイナポータルを利用して申請される場合、従来は、戸籍謄本を添付して窓口の方で申請をしておりましたが、現在、マイナポータルから申請が出来るよう、その中で、マイナンバーカードを作成して頂いておる方については、そのマイナポータルのサイトの中でこの識別符号ですね。こちらが発行されますので、無料でその戸籍の申請が出来るようになります。ただ、このパスポートの申請、こちらにつきましてはマイナンバーカードを持っておられない方については、役所の窓口において、この識別符号を発行して、その発行された識別符号にて申請が出来ることとなります。その費用として400円、手数料がかかるようになってございます。ですから、従来の戸籍謄本を取るよりは、50円安くなってございます。それともう一つの除籍の方につきましては、今、国の方から、どういったことにこの識別符号が使われるかということが示されておられません。今後この識別符号を活用したデジタルサービス、こちらの方が、また展開されていくのかなという風に思われます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、令和5年度多度津町一般会計補正予算(第6号)を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長(泉 知典)

お早うございます。

それでは議案第2号、令和5年度多度津町一般会計補正予算(第6号)について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額99億590万円に、歳入歳出それぞれ1億5,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,460万円とするものでございます。

この度の補正予算は、主に物価高騰対応地方創生臨時交付金活用事業費を増額補正するものです。

歳出における主な増額補正は民生費、衛生費、商工費など、歳入における増額補正は国庫支出金などとなっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

14 ページをお開き下さい。款2. 総務費は2万1千円の増額補正により13億8,501万8千円に改めるもので、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款3. 民生費は1億1,975万5千円の増額補正により35億4,100万9千円に改めるものでございます。項1. 社会福祉費は目1. 社会福祉総務費9,372万5千円の増額でございます。項2. 児童福祉費は目1. 児童福祉費2,603万円の増額でございます。

18 ページをお開き下さい。款4. 衛生費は392万4千円の増額補正により8億2,738万2千円に改めるものでございます。項1. 保健衛生費は目5. 環境保全費300万円の増額でございます。項2. 清掃費は目3. じん芥処理費92万4千円の増額でございます。

20 ページをお開き下さい。款7. 商工費は3,500万円の増額補正により1億2,839万6千円に改めるもので、項1. 商工費、目2. 商工振興費の増額でございます。

続いて、歳入について説明申し上げます。



10 ページにお戻り下さい。款 10. 地方交付税は 846 万 9 千円の増額補正により 22 億 4,809 万 3 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。

12 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 1 億 5,023 万 1 千円の増額補正により 15 億 1,242 万 5 千円に改めるもので、項 2. 国庫補助金、目 1. 総務費国庫補助金の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 99 億 590 万円に 1 億 5,870 万円を追加し、100 億 6,460 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 2 号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 忠義 議員。

議員（尾崎 忠義）

4 ページに第 2 表として、繰越明許費を掲載されております。

繰り越すべき財源は、先ほど申しました国庫補助金とか地方交付税ということでございますが、繰り越した理由は、もう単年度で消化出来るんかどうかいというのが分からないから繰り越したんかどうか、これについてちょっとお尋ねを致します。よろしくをお願いします。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

尾崎議員のおっしゃるとおり、今この時期の補正予算でございます。国の方から、これは令和 5 年度の予算ということで受けることになっておりまして、尾崎議員おっしゃるとおり、事業としましてはプレミアム商品券を始め、衛生費の省エネ家電補助金等につきましては、今年度ですることは、ほぼ無理でございます。繰り越しありきの補正予算であります。以上、よろしくお願い致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

17ページでございますが、物価高騰支援給付金であります。均等割のみ課税世帯分これが6,686万1,000円。これにつきまして、課税世帯数と金額ですね。これ1世帯当たり、これ7万円になるのでしょうか。それと、もう1点は、物価高騰支援給付金として子育て世帯分、これが2,603万円で、子育て世帯数と金額ですね、これを教えて頂きたいのと。それから、3点目には、これらの対象する方々に対して、通知書の発送時期と振り込み時期の期日についてお尋ねを致します。3点についてお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、物価高騰の支援給付金の均等割のみ世帯の数でございますが、今回計上させて頂いておりますのが、650世帯で計上させて頂いております。

給付金につきましては、10万円となっております。今現在、非課税世帯と被扶養世帯のみに支払っているのが7万円でございますが、均等割世帯につきましては、今回示されている金額が10万円で、前回まで均等割の方には、給付していなかったものですから、国のおり10万円の給付となっております。

次に、子ども1人当たり5万円給付でございますが、こちらにつきましては、世帯を約300世帯で、子どもの数と致しまして500人分を計上しております。

どちらも3月末までに、第1回目の振り込みを行う予定としております。どちらの事業につきましてもコールセンターを設置して共通する部分につきましては、同封して申請書等お知らせ等をお送りしてすることになっておりますので、コールセンターの設置に対する経費につきましては、均等割世帯分を6.5、子どもの給付については3.5の割合で按分して計上しております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

今、答弁頂いたんですが、これは対象者18歳以下ということで、よろしいのでしょうか。ちょっとお尋ね致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、18歳まででございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

同じく17ページなんですけど、町単独の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の350万円、これについて、ちょっとご説明をお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの件数につきましては、物価高騰の被扶養者は50件、それと非課税世帯330件を今回計上させて頂いておりますが、こちらにつきましては、12月臨時議会で計上させて頂いた合計2,580世帯分に330件と50件、380件を追加で今回計上させて頂いております。

理由と致しましては、12月臨時会に計上した時の後に、もう一度精査して件数を割り出したところ、今回コロナが緩和された関係で、外国人の渡航制限でありますとか研修等の企業の受入れが多くなっておりまして、実際のところ外国人世帯が約300件近く増えていることが分かりまして、今回加えて計上させて頂いているものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長(小川 保)

他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

19ページの省エネ家電買換促進補助金300万円、この内訳と工事費の92万4,000円、これについて、ちょっとお尋ねを致します。よろしく申し上げます。

住民環境課長(石井 克典)

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、多度津町省エネ家電買換促進補助金、こちらでございますが、まだ要綱の方は今、策定をしているところでございますので、あくまでも予定でございます。こちらにつきましては、対象となる省エネ家電製品、こちらにつきましては、省エネ基準達成率が100%以上、かつ、統一省エネラベルの多段階評価が3点以上のエアコン、冷蔵庫、テレビ、それと多段階評価が4点以上のLED照明器具、こちらを対象に現在考えております。一応、補助金の額と致しましては、購入金額の50%以内ということで、上限額がエアコンにつきましては3万円、ただ、町内で購入した場合は、ちょっと上乗せをさせて頂いて4万円。冷蔵庫、テレビにつきましては上

限2万円、こちらにつきましても町内で購入した場合は1万円増額をして3万円ということで考えております。LED照明器具につきましては上限額が5千円、こちらでも町内で購入した場合は上限1万円ということで現在考えております。ただ、予算が300万円ということで、ちょっとかなり少ない部分がございますので、各世帯1台限りの補助、ただ、LED照明につきましては、2台分ということで考えてございます。実施時期につきましては、周知期間等々を含めまして5月から12月の間ぐらいでの実施を予定しております。

次にリサイクルプラザの工事費の部分でございますが、こちらに関しましては、今年度、多度津町のLPガス業者の組合による定期点検がございました。その際に埋設部分から微量のガスが漏れているという報告がございました。リサイクルプラザがもう築20年を経過して、今回このガスの配管をしている部分が地中、それもコンクリートの下ですね。それと壁の中の配管ということで、ガスの漏れている部分を特定するには、かなりの金額が必要になるということで、業者さんの方からご提案がありまして露出配管、もう壁とか地中に埋設するのでなく、建物の見えるところに配管する方法、これが一番安価で修繕が可能であろうということで今回、計上させて頂いております。以上でございます。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

今の関連ですけれども、この省エネ家電か。これについては各家庭だと思んですが、これ、街路灯はもうLEDのあれには、対象には入らないということでしょうか。ちょっとこれ、お尋ねします。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどのご説明が不十分であったことをお詫びを申し上げます。一応、対象者につきましては、町内に住民登録がある世帯、また町税等の滞納がない世帯ということと、あくまでも自らが居住する住宅に設置された先ほど申し上げました家電製品の買い換えのための補助金ということで考えております。防犯灯等につきましては、総務課の方が補助の方も行っておりますので、そちらにて対応頂ければと思います。以上でございます。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

今の関連ですけれども、これ300万円ということであれば、促進補助金を知って、皆さんがどんどん申請した場合に、これ超過した場合には、その時点でもう打ち切って、あとはどういう風にするんかということをお尋ねしたいんですが、打ち切りになるんですか。予算をオーバーした場合。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

現時点では、あくまでも期間内であっても予算額に達した時点で終了という形で、この事業を進めていきたいと考えております。そのため、本当は出来るだけ、この事業を利用する方の利便性等も考慮して、申請が1回で終わる軽微な方法等を検討しておいたんですけれども、予算の関係上、短期間で終わるということも予想されますので、その時のトラブル防止のために、あくまでも購入する前にこういったものを購入するという申請を上げて頂いて、こちらの方から決定通知、そちらの補助金の決定通知を送らせて頂きます。その決定通知を受けた方が購入して頂くというような形で進めれば、購入したのに補助金が出なかったというトラブルは発生しないのかなという風に考えておりますので、そういった方法で今回の事業を進めさせて頂きたいと考えております。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

続いて21ページでございますが、物価高騰対策プレミアム付商品券事業の3,500万円でございますが、この内訳を、ちょっと説明をお願いしたいと思います。つまり枚数とか金額とか期間ですね。これ予定なると思うんですけど、これについてお尋ねをしたいと思います。

そしてもう1点は、これに対する経済効果とか、対象になる店舗数ほどの位になるんか2点をお伺いしますので、よろしくお願ひします。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員のプレミアム付商品券についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の商品券事業につきましては、現在の予定ですが、議案第2号の補正予算の予算書の21ページに掲載しておりますとおり、事業費3,500万円でございます。

この3,500万円のうち500万円が事務経費に、3,000万円がプレミアム商品券のプレミアム部分に充てる予定としております。プレミアム付商品券は1セット1万2,000円でございます、1,000円の商品券が12枚で構成するものでございます。この1万

2,000円の1セットのうち2,000円部分がプレミアム部分となりますので、1万2,000円のセットを1万円で販売する予定でございます。1万円に対して2,000円のプレミアム部分が付くということですので、プレミアム率は20%となるものでございます。この1セット1万2,000円のプレミアム商品券を1万5,000セット発行する予定としておりますので、発券総額が1億8,000万円となり、この額が先ほどご質問にもありましたように、経済効果として町内に回ることになる総額となることとなります。この1億8,000万円のうち3,000万円部分が、先ほど申しましたようにプレミアム部分となります。また、この1万5,000セットに対しまして、お1人様当たりの申込み最大セット数は3セットの予定でございますので、お1人様当たりの購入上限は、1万2,000円掛ける3の3万6,000円となります。この3万6,000円のうち6,000円がプレミアム部分となるものでございます。今後の予定でございますが、3月下旬からホームページ、広報紙、チラシ・ポスター等で周知を行いまして、その後、4月の1日から22日まで申込み期間を設けようと考えております。その後、抽選、引換え券の発送等を行いまして、引換え期間が5月18日から6月14日、引換え場所が5月18日と19日の最初の2日は大変混み合うことが予想されますので、サクラートの方で、これまでと同様に行おうと考えております。それ以降の日につきましては、多度津商工会議所の事務所にて引換えを行う予定としております。使用期間でございますが、引換えが開始した5月18日と同じ、5月18日から最後は11月17日辺りを予定としておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

よろしいですか。

議員（尾崎 忠義）

はい、いいです。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了致しました。

これをもって、令和6年第1回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

ご一同、ご起立をお願いします。礼。

ご苦勞様でした。

閉会 午前9時54分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和6年1月30日  
第1回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記